

小美玉市排水設備設置工事資金助成交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この告示は、平成30年度から平成33年度までの期間において、下水道（公共下水道事業及び農業集落排水事業において施工された事業をいう。以下同じ。）の処理区域内（下水道認可区域内及び農業集落排水区域内であって、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）第3条第2項に規定する小美玉市内の指定地域をいう。以下同じ。）において、排水設備の設置工事を行おうとする者に対し、予算の範囲内で工事資金の一部にするための助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 助成金の交付に関しては、小美玉市排水設備設置工事資金助成規則（平成20年小美玉市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(助成対象)

- 第2条 この助成金の交付対象となる排水設備の設置工事（以下「排水設備工事」という。）は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 下水道に接続するために行う敷地内の排水管改造工事
 - (2) 前号の工事に伴い支障となる範囲の既設浄化槽の撤去工事
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象としない。
- (1) くみ取便所を水洗便所に改造するための工事
 - (2) 前項第2号以外の既設浄化槽の撤去工事
 - (3) 新築等に係る工事
 - (4) 官公署、法人その他事業所等の工事

(交付対象者)

- 第3条 この助成金の交付対象者は、次の各号に掲げる全ての要件を

満たす者とする。

- (1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 2 項の規定により公示された汚水の処理又は農業集落排水処理施設での汚水の処理を開始すべき日（以下「処理開始日」という。）から 3 年以内に排水設備工事をした者。ただし、処理開始日が平成 29 年度以前の区域において、この期間内に工事をする事ができなかったことについて、下水道法第 10 条ただし書による特別の事情があると認められるとき、又は第 11 条の 3 第 3 項ただし書による相当の理由があると認められるときは、この限りでない。
 - (2) 公共下水道事業受益者負担金・農業集落排水事業受益者分負担金（受益者の変更があった場合は従前の受益者分を含む。）及び市税等を滞納していない者
 - (3) 申請の日において、世帯（居住と生計をともにする者の集団をいう。以下同じ。）の構成員に、別表に掲げる基準日に 18 歳未満の者、又は 65 歳以上となる者がいること。
 - (4) 世帯の課税対象所得の合計額が 334 万円以下であること。
 - (5) 別表に掲げる期間内に排水設備工事が、排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市の職員の検査（以下「排水設備検査」という。）を受けていること。
 - (6) 規則による助成金の交付の申請を行った者、又は申請する者でないこと。
 - (7) この要綱に基づく助成金の交付を受けていない者
 - (8) 排水設備工事に係る家屋の所有者（当該家屋に係る土地所有者と同一でない場合は、当該土地所有者の承諾を得た者に限る。）かつ居住者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としなない。
- (1) 建物の販売等の目的で排水設備工事を行う者

- (2) 排水設備工事に対し、他の公共機関から補助金等の交付を受けた者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、第5条第2項の排水設備設置工事資金助成決定通知書による助成決定額を上限として、排水設備工事に要した費用(1,000円未満については、これを切り捨てる。)とする。ただし、処理開始日から1年以内に工事を行った者については35万円、1年を超え工事を行った者については33万円を限度額とする。

(交付の申請及び決定)

第5条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、工事に着手するまでに、排水設備設置工事資金助成申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、工事の着手前に申請をすることができなかつたことについて、相当の理由があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 排水設備等計画(変更)確認申請書
- (2) 世帯課税対象所得計算表
- (3) 課税証明書又は非課税証明書(世帯員全員)
- (4) 世帯員全員が記載されている住民票(住民票世帯全員)
- (5) 排水設備工事の見積書(配管延長等の内訳を記載したもの)の写し
- (6) 市税等の納税証明書(申請者)
- (7) 工事前写真(既に下水道に接続していないことが判別できるもの)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があつたときは、内容を審査し、その結果を排水設備設置工事資金助成決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(取下げ)

第6条 前条第2項の規定により、通知を受けた者は、当該助成の交付対象となった排水設備工事を中止しようとするときは、排水設備設置工事資金助成申請取下届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付の時期)

第7条 助成金の交付は、小美玉市下水道条例(平成18年小美玉市条例第145号)第15条第2項に規定する排水設備等工事検査済証の交付後、申請者からの請求により行うものとする。

2 申請者は、交付決定の日の属する年度の3月31日までに、排水設備設置工事資金助成金交付請求書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して、助成金の交付を市長に請求しなければならない。

(1) 排水設備等工事検査済証の写し

(2) 排水設備工事の領収書(配管延長等の内訳を記載したもの)の写し

(3) 工事完了後の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の請求があったときは、速やかに申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金がある場合には交付した額を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) この要綱の内容、その他法令に違反したとき。

(3) 前各号のほか、市長が交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その旨

を排水設備設置工事資金助成取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 3 前項に規定する通知を受けた者は、既に交付を受けた助成金がある場合には、速やかに返還しなければならない。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成30年4月2日から適用する。

（告示の失効）

- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成の決定を受けたものに係るこの告示の規定については、この告示の失効後もなおその効力を有する。

別表（第3条関係）

申請の日	第3条第1項第3号の基準日	第3条第1項第5号の期間
平成30年4月2日 から 平成31年3月29日	18歳未満 平成30年4月1日	平成30年4月2日 から 平成31年3月29日
	65歳以上 平成31年3月31日	
平成31年4月1日 から 平成32年3月31日	18歳未満 平成31年4月1日	平成31年4月1日 から 平成32年3月31日
	65歳以上 平成32年3月31日	

平成 32 年 4 月 1 日 から 平成 33 年 3 月 31 日	18 歳未満 平成 32 年 4 月 1 日	平成 32 年 4 月 1 日 から 平成 33 年 3 月 31 日
	65 歳以上 平成 33 年 3 月 31 日	
平成 33 年 4 月 1 日 から 平成 34 年 3 月 31 日	18 歳未満 平成 33 年 4 月 1 日	平成 33 年 4 月 1 日 から 平成 34 年 3 月 31 日
	65 歳以上 平成 34 年 3 月 31 日	

※元号の変更があった場合には、新元号で読み替えるものとする。